

広西における土司制度の一齣

——とくに忻城県土司衙門を通して——

谷 口 房 男

はじめに

一九九一年八月一六日から二九日までの一四日間、中国南境の広西地方を旅した。この間、主として広西壮族自治区の区都・南寧市郊外にある広西民族学院に滞在し、壮（チユアン）族の土司制度と土地所有制に関する文献資料の収集に努めた。なおこの間の八月二三日から二六日までの四日間、忻城県へ出かけて忻城県土司衙門（今日では忻城県土司博物館となっている）と八寨（明代中期に農民叛乱の舞台となった壮族の八つの村落）を見学した。とくに忻城県土司衙門は、かつて中国の西北から西南にかけての広い地域において実施されていた土司制度の名残を今日に伝える数少ない貴重な史蹟の一つである。土司衙門（官署）が今日なお往時の遺構のままほぼ完全な形で残されているのは、この忻城県土司衙門のみとさえいわれている。

ここに忻城県土司衙門を紹介し、あわせて明清時代の広西における土司制度の一端をみていくこととしたい。

広西における土司制度の一齣

一、忻城県の沿革と現況

(1) 位置

広西壮族自治区の中央部に位置する忻城県は、山間の一小県である。（地
図I参照）

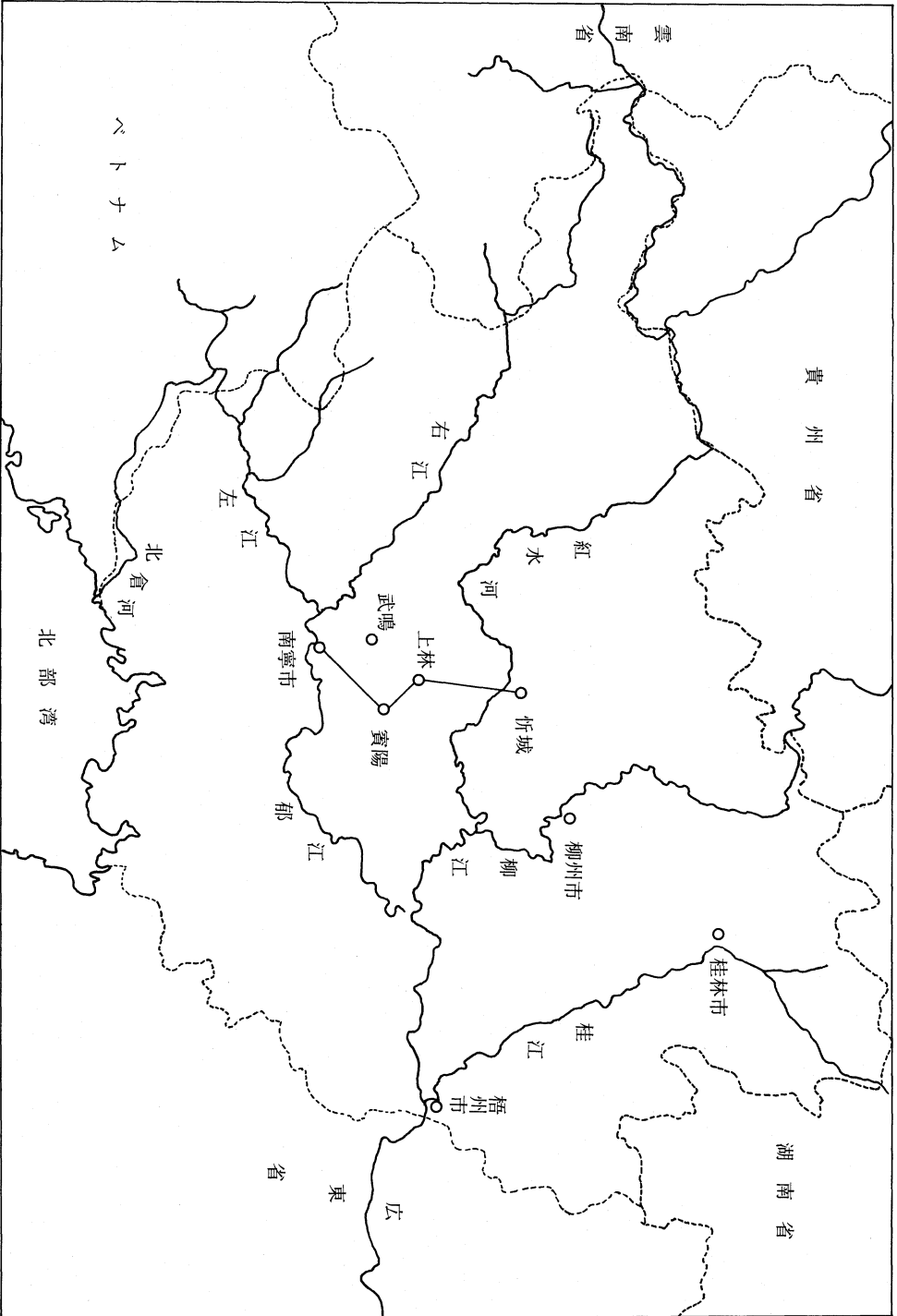
忻城県の南部には、紅水河（下流は柳江と合流して黔江に注ぐ）と呼ばれる大きな川が西から東へと流れている。県には鉄道がなく、主な交通機関としては、水路あるいは陸路が利用され、東には柳州市へ、北には宜山県へ、南には上林県から賓陽県を経て、さらに南寧市へと至る道路が整備されている。

南寧市から忻城県までは、北へおよそ二五〇キロメートルであり、私が乗った車は南寧から忻城まで約五時間を要した。

(2) 沿革

忻城県は唐代に初めて設けられた県である。『旧唐書』卷四一・地理志・嶺南道・安南都督府の条に、

地図1 南寧から忻城へ



芝州、下、土地与交州同、唐置芝州、失起置年月、天宝元年、改爲忻城郡、乾元元年、復爲芝州、領県一、忻城、州所治、無戸口及兩京道理・四至州府、最遠惡処、

とあり、『唐書』卷四三・地理志・嶺南道・安南都護府の条に、

芝州忻城郡、下、唐置、戸千二百、口五千三百、県七、忻城、下、富川、下、平西、下、樂光、下、樂鱸、下、多雲、下、思竜、下、

とあり、『読史方輿紀要』卷一〇九・広西・慶遠府の条に、

忻城県、府南百四十里、東南至柳州府賓州百六十里、西南至那地州百里、本蛮地、唐貞観中、開置芝州、治忻城県、天宝初、曰忻城郡、乾元初、復曰芝州、宋爲羈縻地、慶歴三年、廢芝州、以忻城県隸宜州、元属慶遠路、明初属慶遠府、

とある。唐の貞観中に芝州が設置され、その治所として忻城県が設けられた。やがて天宝元（七四二）年に芝州は、一時廢されて忻城郡と改め嶺南道に属したが、乾元元（七五八）年に再度復活した。宋の慶歴三（一〇四三）年に芝州を廢し、忻城県は宜州に隸属した。元代に忻城県は慶遠路の統県として、明代には慶遠府に属し、清代に至った。

(ハ) 現況

忻城県は、今日では柳州地区に属しており、その面積が、二、四五二平方キロメートルであり、人口が三七二、八一九人で、そのうち非農人口が一八、二二五人となっている。また忻城県は、八郷（寧江・馬泗・欧洞・安東・果遂・北更・遂意・新圩）と五鎮（城関・大塘・思練・紅渡・古蓬）¹⁾とからなっており、県庁が城関鎮におかれている。

県の主要な産業は農業であり、耕地面積が四五・九七万畝となっている

る。主な史蹟としては、ここに紹介する忻城県土司衙門と土司祠堂²⁾めとして、清代の永吉橋などがある。

二、広西の民族分布と土司分布

(イ) 民族分布

今日広西壮族自治区は、漢民族と一一の少数民族とからなる多民族居住地域である。広西における民族別の人口は、表Iに示されているが、³⁾広西の総人口のおよそ三分の二を漢民族が占め、約三分の一が一一の少数民族となっている。一一の少数民族のうちでは、壮族が圧倒的多数を占めているのである。

広西における漢民族と少数民族との分布状況を示した表IIによれば、その分布状況に大きな特徴が見出されるようである。いま『中国人口・広西分冊』⁴⁾によって、広西に居住する民族で最も代表的な漢民族・壮族・瑶族・苗族について、その分布状況をみてみよう。

漢民族は自治区全域に分布しているが、とくに桂林・梧州・玉林・欽州地区および南寧・柳州・桂林・梧州・北海の各都市に集中しており、その数が八三・二パーセントに及んでいる。このことは、漢民族が広西の東部地区と主要な都市に集中していることを示しているといえよう。

少数民族についてみれば、まず広西で圧倒的多数を占める壮（チュアン）族は、広西の西部、とりわけ右江・左江・紅水河流域の諸県と南寧・柳州・百色・河池の四地区に集中しており、広西に居住する八八・二四パーセントに達している。

瑤（ヤオ）族は比較的広い地域に分布しているが、柳州・桂林・梧

表I 広西の民族別人口

民族名	項目 年次	人口調査年次別人口			百分比(%)		
		1953年	1964年	1982年	1953年	1964年	1982年
広西総人口		19,560,822	23,198,330	36,421,421	100	100	100
漢民族		12,145,967	14,451,340	22,487,418	62.09	62.29	61.74
少数民族		7,414,855	8,746,990	13,934,003	37.91	37.71	38.26
壮(チユア)族		6,496,885	7,748,565	12,330,765	33.21	33.40	33.86
瑤(ヤオ)族		471,244	536,822	863,809	2.41	2.31	2.37
苗(ミャオ)族		203,547	217,348	337,444	1.04	0.94	0.93
侗(トウ)族		149,869	139,444	229,593	0.77	0.60	0.63
仡佬(ムラオ)族		43,167	52,575	88,840	0.22	0.23	0.24
毛南(マオナ)族		18,404	22,337	37,933	0.09	0.09	0.10
回(カイ)族		9,894	13,465	19,374	0.05	0.06	0.05
京(キョウ)族		6,596	4,155	9,864	0.03	0.02	0.03
彝(イ)族		4,681	4,245	4,717	0.02	0.02	0.01
水(スイ)族		—	2,647	4,063	—	0.01	0.01
仡佬(ケラ)族		—	507	980	—	0.002	0.003
其他		10,568	4,880	6,621	0.05	0.02	0.018

広西における土司制度の一齣

州・百色・河池・欽州の六地区に、広西に居住する瑶族人口の九二・六パーセントがおり、とりわけ都安・巴馬・金秀・富川の瑶族自治県に集中している。

苗(ミャオ)族は主に柳州・桂林・百色・河池の四地区に集中しており、とりわけ融水・三江・竜勝・隆林の四つの民族自治県と資源・西林・南丹等の県に、広西に住む苗族の九三・九六パーセントの人が居住しており、融水苗族自治県には、一四万人以上がいる。

以上のように今日の広西における民族分布状況を知ることができる。これを漢民族と少数民族との分布で比較していえば、広西の東部には、漢民族が圧倒的に多数を占め、広西の西部および中央部には、少数民族が比較的によく居住しているといえよう。

ところで、明清時代における広西の民族別人口分布を具体的な数字をもって示す史料を見出すことは困難なようである。なお参考までに、明代の官僚が広西省全域の民族分布状況として、次のように把握していたようであることを知る。『明実録』世宗嘉靖二十五年六月丁亥の条に、

章下兵部以為広西嶺徼荒服、大率一省狼人半之、獠獠三之、居民一之、とあり、きわめて概略的な把握であるが、明代の広西省における民族別人口構成を知る手懸りとなるであろう。すなわち、明代半ばの嘉靖年間、広西では全省の五割が俚人であり、三割が瑤・僮であり、二割が漢人であったという。なおここでいう俚人とは、後述するような土司支配地区に居住する僮(壮族)であって、非土司(流官)支配地区に居住する僮と区別して用いられたものと解することができよう。

(四) 土司分布

表Ⅱ 1982年広西の民族別人口分布

(単位：人)

民族名 地区名	漢民族	壮族	瑶族	苗族	侗族	仫佬族	毛南族	回族	京族	彝族	水族	仫佬族	その他
合計	22,487,418	12,330,765	863,809	337,444	229,593	88,840	37,933	19,374	9,864	4,717	4,063	980	6,621
南寧市	606,600	251,125	1,640	365	356	237	116	1,503	96	26	42	—	626
柳州市	505,897	72,808	949	636	847	910	152	2,509	15	14	24	1	607
桂林市	635,572	36,807	2,857	306	378	70	39	8,463	25	14	13	—	507
梧州市	249,158	1,586	207	17	18	4	4	87	—	2	—	—	69
南寧地区	1,663,949	4,176,739	52,146	1,122	271	130	41	198	227	33	78	1	533
柳州地区	1,374,807	2,094,947	84,353	192,714	186,528	5,661	131	1,030	111	35	707	1	342
桂林地区	2,922,126	114,200	175,212	37,497	38,756	82	27	4,029	11	18	6	—	286
梧州地区	3,281,743	60,800	131,713	132	53	25	17	180	—	6	1	1	169
玉林地区	6,886,464	442,826	6,517	404	180	267	128	275	6	20	24	1	401
百色地区	398,847	2,487,940	100,463	87,792	105	69	31	380	46	4,397	4	971	951
河池地区	547,358	2,120,554	286,036	15,921	1,721	81,307	37,232	679	6	141	3,130	4	638
欽州地区	3,414,903	472,425	12,716	538	380	78	15	41	9,321	11	34	—	1,492

表Ⅲ 明清時代における広西土司の設置・改流一覧表

番号	土司名	初任土官名	設置年	省廃改流年	備考
1	東蘭州	韋錢保	洪武12	雍正7	韋富撓を初任土官とする 1時廃止復置 (民国17年改流)
2	南丹州	莫金	" 7	洪武28改	
3	那地州	羅黄貌	" 1		
4	忻城県	莫敬誠	宣徳間		
5	永順長官司	鄧文茂	弘治間		
6	永安長官司	韋槐	"		
7	思恩府(州)	岑永昌		弘治末改	
8	上林県	黄嵩	洪武2		
9	白山土巡検司	王爰	嘉靖7		
10	興隆 "	韋貴	"		
11	那馬 "	黄理	"	同治9改	
12	定羅 "	徐伍	"		
13	旧城 "	黄集	"		
14	下旺 "	韋良保	"		
15	安定 "	潘応璧	"		
16	都陽 "	黄留	"		
17	古零 "	覃益	"		
18	田州(府)	岑伯顔	洪武2		弘治9年峒から州へ
19	帰順州	岑永興	永楽間	雍正8改	
20	恩城州	岑欽		弘治間廃	
21	上隆州	岑永通		成化3廃	
22	都康州	馮斌	洪武32		
23	泗城州(府)	岑善忠	" 5	雍正5改	
24	程 県			宣徳初改	
25	安隆長官司	岑子得	永楽1		
26	上林長官司	岑子成	" 初	康熙5改	
27	向武州	黄世鉄	洪武2	洪武28改	
28	富勞 県	黄	建文中	永楽初省	武林県へ省入
29	奉議州	黄志威	洪武7	洪武28改	
30	鎮安府	岑添保	" 1	雍正10改	
31	上映洞土巡検司	許尚爵			
32	湖潤寨 "				
33	遷隆洞 "	黄威鋈	洪武4		
34	武靖州	岑邦佐	嘉靖8		

番号	土 司 名	初任土官名	設 置 年	省廢改流年	備 考
35	婦 德 州	黄 隍 城	洪 武 2		
36	果 化 州	趙 榮	"		
37	下 雷 州	許 永 通			万歴 18 年峒から州へ
38	上 思 州	黄 中 榮	洪 武 初	弘治18改	
39	太 平 府	黄 英 衍	" 2		
40	太 平 州	李 以 忠	" 1		
41	鎮 遠 州	趙 勝 昌	" 初		
42	茗 盈 州	李 鉄 釘	"		
43	平 安 州	李 郭 佑	"		(民国 17 年改流)
44	万 承 州	許 郭 安	"		(民国 18 年改流)
45	全 茗 州	李 添 慶	"		
46	結 安 州	張 士 榮	" 1		
47	龍 英 州	李 世 賢	"		
48	結 倫 州	馮 万 傑	" 2		
49	都 結 州	農 武 高	" 初		
50	上 下 凍 州	趙 貼 從	" 1		
51	思 城 州	趙 雄 傑	"		
52	羅 陽 県	黄 宣	" 初		
53	思 陵 州	韋 延 寿	" 21		
54	思 同 州	黄 克 嗣	" 1	万歴28省	永康州へ省入
55	養 利 州	趙 日 泰	" 初	" 3 改	
56	永 康 州	楊 榮 賢		成化 8 改	万歴 28 年峒から州へ
57	左 州	黄 勝 爵	洪 武 初	" 13 改	
58	崇 善 県	趙 暹		宣徳間改	
59	思 明 府	黄 忽 都	洪 武 2		(民国初改流)
60	思 明 州	黄 君 寿	" 初	康熙58改	
61	下 石 西 州	閔 賢	" 2		
62	上 石 西 州	趙		崇禎間省	土官趙・何・黄氏交替
63	龍 州	趙 帖 堅	洪 武 2	雍正 7 改	清代上龍土巡検司となる
64	忠 州	黄 中 謹	" 初		(民国 5 年改流)
65	憑 祥 州	李 昇	"		
66	江 州	黄 威 慶	"		
67	羅 白 県	梁 敬 賓	"		
68	利 州	岑	"	嘉靖 2 省	泗城州へ省入

中国西南の非漢民族地域を統治するために設けられたいわゆる土司制度は、周知の如く唐宋時代の羈縻州体制をうけつぐものであり、元代に始まり、明代に整えられ、清代に確立したと、一般的にいわれている。⁽⁷⁾

広西における土司の設置・改流については、『明史』卷三一七、九・広西土司伝および『清史稿』卷五一六・広西土司伝などによって、明清時代の状況を整理したものが、表Ⅲである。⁽⁸⁾

表Ⅲを参考にして、明清時代の広西における土司の設置・改流状況をみていくと、次のようなことが指摘できる。

広西に設置されている土司の殆どが文職系の土司（土知府・土知州・土知县）であり、武職系の土司（宣慰司・宣撫司・安撫司・長官司）としては、僅かに四つの長官司が設けられているにすぎないことである。⁽⁹⁾ こうした状況は、土司制度が実施された他の中国西南地域（四川・湖南・貴州・雲南など）と、大きく相異なるものであり、広西土司の一つの特徴となっている。このような相異が、いかなる理由によって生じたものであるかは、今後他の地域との比較をふまえて、十分に検討していく必要のある課題といえよう。さし当って、次の点が指摘できると思われる。すなわち、当該地域への漢民族の進出と密接にかかわることであるが、(1)非漢民族の漢化程度の差異、(2)非漢民族の生業形態の差異などによるものであろう。

次に明清時代の広西における土司について、とくにその分布状況を検討してみよう。まず万曆一十七年序、蘇濬纂修『広西通志』（以下では万曆版『広西通志』と略す）卷三一・外夷志・土司の条には、明代の広西に設けられた諸土司を右江土官と左江土官とに二分して列挙している。いまこれに従って、その分布を整理してみよう。（便宜上土司名は表Ⅲ中の番号を用い

る）

△右江土官▽

。慶遠府轄

1 2 3 4 5 6

。布政司直隸

(7) 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 (20) (21) 22 23 (24) 25 26 27 28 29

30 31 32 (33)

△左江土官▽

。潯州府轄

34

。南寧府轄

(35) 36 37 64

。太平府轄

(38) 39 40 41 42 43 44 45 46 47 48 49 50 51 52 53 54 (55) (56) (59) 60

。布政司直隸

63 59 61 62 63 65 66 67 68

右の状況は、あくまでも万曆年間のものであり、この時点ですでに改廃されたものなどは、()を付して区別した。

このようにみえてくると、右江土官に配された諸土司は、今日の右江と紅水河（明代の都泥江）およびその支流の諸河川流域に設置された土司であることが判明する。

一方、左江土官に列挙された諸土司は、今日の左江とその支流の諸河川の流域に設けられた土司であることがわかる。

以上の如く、広西における土司の設置された地域は、広西西部（桂西）と中央北部、すなわち、広西西部の左江と右江および中央北部の紅水河流域に限られており、広西東部（桂東）に殆ど土司が設けられていない。このことは、広西における漢民族と非漢民族との居住・分布と密接にかかわるものであろう。すなわち、広西西部（桂西）と中央北部には、今日でこそ漢民族も多く分布しているが、明清時代までは極めて僅少であったと思

われる。それに反して、広西東部（桂東）には、早くから漢民族が居住し、時代が降るに従って平野部、とりわけ都市が漢民族の集中居住地域となり、非漢民族の多くが山岳地域に居住するようになっていったのである。

三、忻城県土司衙門

(イ) 忻城土司の設置・改流

忻城県がいつから土官知県によって統治される、いわゆる土知県となつたか。すなわち、忻城土司がいつ成立したであろうか、史料によってその時期を検討してみよう。

まず『明史』卷三一七・広西土司伝・慶遠府の条に、

忻城、宋慶曆間置県、隸宜州、元以土官莫保為八仙屯千戸、洪武初、設流官知県、罷管兵官、籍其屯兵為民、莫氏遂徙居忻城界、宣・正後、瑤・僮狂悖、知県蘇寬不任職、瑤老韋公泰等、舉莫保之孫誠敬為土官、寬為請於土官、具奏、得世襲知県、由是邑有一令、權不相統、流官握空印、僦居府城而已、弘治間、總督鄧廷瓚奏革流官、土人韋保為内官、陰主之、始独土官、

とあり、嘉靖一〇年序、林富修・黄佐纂『広西通志』（以下では嘉靖版『広西通志』と略す）卷五一・外志・土官属流沿革・慶遠府の条に、

忻城県、建置沿革、県治在府城南二百一十里、古百粵羈縻地、唐置芝州、治之、天宝初、併綜・婦・思・忻・芝五州、改忻城郡、属嶺南道、後復為芝州、宋慶曆間、廢芝州、置忻城県、改隸宜州、元仍旧、明興因之、治以流官、轄三郷十有六里、永樂後、獠・獞屢叛、宣德三年、討平之、尋用知県蘇寬并獞老韋公泰等議、乃以土官兼治、俗猶梗化如

故、弘治十年、始独治以土官、今戸僅一里、
とあり、さらに同条に、

土官知県莫姓、其先居宜山端簡里、元至元間、有莫保者、以獞民授八仙屯土官千戸、迨国朝洪武初、罷各屯管兵官、籍其屯兵為民、莫氏遂徙居忻城界土、永樂間、忻城獠・獞作乱、宣德三年、詔討平之、獞老韋公泰等、舉莫保之玄孫誠敬為土官、時流官知県世襲蘇寬、為申監司、覈實具奏、詔授誠敬忻城土官知県世襲、正統十年任、成化元年、隨征斷藤峽、二年、子魯襲、弘治十年、奏革流官知県、以印付魯掌之、魯死、子繼清保襲、未授官死、正德三年、子廷臣保襲、

とあり、万曆版『広西通志』卷三一・外夷志・土官・右江土官・慶遠府の条に、

忻城県、在府南一百四十里、(略)古百粵地、唐置芝州、天宝初、併綜・婦・思・忻・芝五州、改為忻城郡、属嶺南道、後復為芝州、宋慶曆間、廢州置忻城県、改隸宜州、元仍旧、以土官莫保、為八仙屯千戸、洪武初、設流官知県、罷管兵官、籍其屯兵為民、莫氏遂徙居忻城界、宣・正以後、獠・獞屢乱、知県蘇寬不事事、而獞老韋公泰等、舉莫保之玄孫誠敬為土官、蘇寬為申監司、具奏、授誠敬世襲知縣、時一邑一令、權不相統、流官徒擁虛名耳、繼寬者益不能振、獠夷為梗、諸錢穀甲兵尽入土官、掌握流官知県、恒佩印、僦居府城、而土官長子孫自有其地、敬誠死、孫魯襲、弘治間、總督鄧廷瓚与土官為市、奏革流官知県、而土人韋涓為内監官、用事陰主之、始独任土官、以印授之、魯死、子繼清未授官死、子廷臣襲、廷臣死、子応朝襲、応朝死、子鎮威襲、鎮威告老、子志明襲、

とある。これらの史料には若干の相異がみられるが、いずれも忻城土司の成立の経緯をよく示しているといえよう。

忻城県は、明の洪武初め、流官知県によって統治されていたが、宣徳三(一四二八)年に忻城の瑤・僮の反乱を平定した折、僮(壮、チュアン)族の韋公泰らの推挙によって、莫保の玄孫に当る莫敬誠が土官知県となった。これによって忻城県には、流官の知県蘇寛と土官の知県莫敬誠とが並存することとなり、しばらく二人の知県が存在したものの、その実権は土官が掌握していた。やがて弘治九(一四九六)年に、総督都御史鄧廷瓚の上奏により、その年一〇月に忻城県の流官知県が廃され、土官知県莫魯のみが忻城県を統治することとなり、ここに名実ともに忻城土司が成立したのである。

忻城県が流官支配から土官支配へと移り変わった、いわゆる「改流易土」について、当時の識者の注目すべき意見がみえる。すなわち、『殿學要纂』巻二・慶遠府の条に、

忻城県凶説、忻城、故流県、後改為土、以百年冠裳之地、淪胥於夷、識者有遺憾焉、

とあり、また『明史』巻三一七・広西土司伝・慶遠府の条に、

議者以忻城自唐・宋以来、一朝支配体制(流官統治)の枠内にあり、漢人支配が進んでいたが、土官支配すなわち土司体制に陥ったことは、誠に残念であり失策であるというのである。ここには当時の漢人官僚の見解が表明されており、当時の漢人識者が土司支配に対してもっていた考え方の一端を伺い知ることができるであろう。

この後、莫氏一族が忻城県の土官知県を世襲して清末に至り、光緒三二(一八九七)年一〇月に莫繩武が土官知県の職を失ったが、莫氏による土官支配は莫增瑞が代理土官となって継続した。やがて民国に入って、その一七(一九二八)年に改土帰流が行われ、ついに忻城県の五〇〇年の長期にわたる土官支配は完全に消滅したのである。

(四) 土司衙門の創建

宣徳年間に壮族の韋公泰らの推挙によって土官知県となった莫敬誠は、流官知県の蘇寛とともに忻城県の統治を行ったが、実質的には莫敬誠が権力を握って、蘇寛はただ府城に就居するのみであったという。この時期の忻城県の衙門については、嘉靖版『広西通志』巻五一・外夷志・土官属流沿革・慶遠府忻城県の条に、

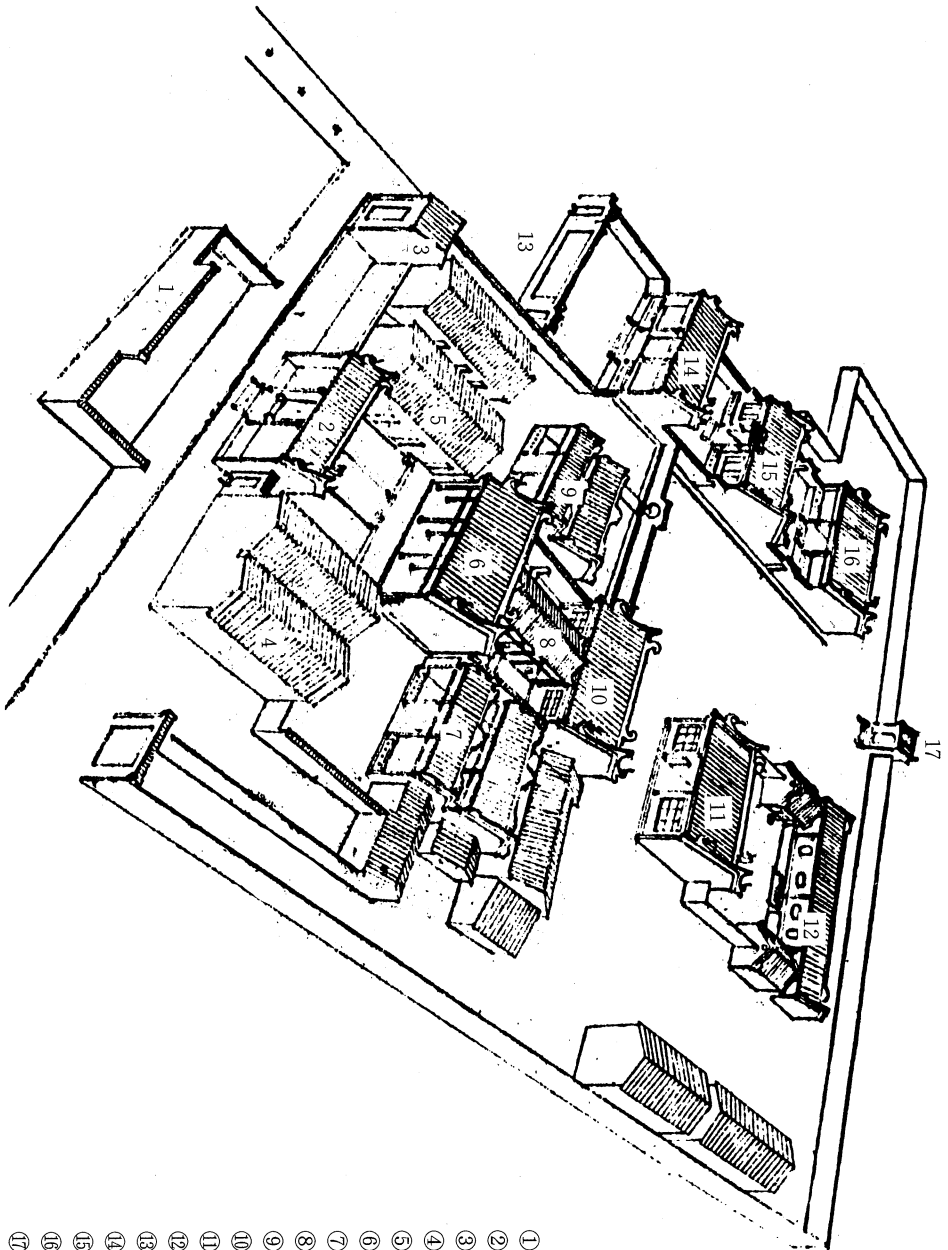
公署、忻城県、洪武三年、知県危安創建、正統間、楊敬重修、今独以土官莫魯子孫治之、僅建正庁・門樓、以草苫覆之、

とあり、洪武三年に創建された忻城県流官衙門は、嘉靖年間には土官莫氏が引続き使用していた。その衙門の規模は、僅かに正庁と門樓のみであり、草ぶきのきわめて簡単なものであった。なおその位置については、明らかにしていない。またこの衙門がいつまで使用されたか定かでない。

ところが、万曆一〇(一五八二)年に土官知県の莫鎮威は、土司衙門を修文里に新たに造営した。ここが今日の土司衙門の位置であり、翠屏山の北麓に、この山を背にして建てられ、当時の建物の一部が今日まで伝わっているという。莫鎮威が造営した衙門は、やがて清代に入り、乾隆二二(一六八二)年と道光一〇(一八三〇)年に増改築が重ねられた。

一方、同じ敷地内には、乾隆九(一七四四)年に土司祠堂が建立され、

忻城县土司衙門・祠堂立体図



- ① 衙門照壁
- ② 衙門大門
- ③ 卡房
- ④ 兵房
- ⑤ 牢房
- ⑥ 一堂 (暖閣)
- ⑦ 西花庁
- ⑧ 花廳
- ⑨ 東花庁
- ⑩ 二堂
- ⑪ 三堂
- ⑫ 後苑
- ⑬ 祠堂照壁
- ⑭ 祠堂正門
- ⑮ 後庁
- ⑯ 正殿
- ⑰ 後門

道光二七（一八四七）年に重修されて今日に伝えられている。¹⁶⁾

(ハ) 土司衙門の現状

忻城県土司衙門と祠堂の現在の敷地は、その広さが九、四九八平方メートルであり、建物の総面積が四、〇二八平方メートルである。現在の敷地の広さは、藍承恩館長によれば、往時のおよそ三分の一ほどであり、かつての衙門の敷地の一部が、忻城県の人民法院（写真7）などに利用されているという。

現在の土司衙門と土司祠堂の配置については、立体図と簡介（後掲の参考資料一）を参照していただきたい。

衙門の正面の大きな門（②、写真2）をくぐって中に入ると、まず左右に装を新にした兵房（④、写真5）と牢房（⑤、写真4）が配されている。とくに正面の大門・卡房・兵房・牢房は今回修復工事が終り、かつての建物とほぼ同様に復元されている。この兵房は土司を警護するために土兵を常駐させていたところである。一方、牢房は二つの部分からなっており、まず軽い罪の者を収容する部屋があり、続いてその奥に重罪人を囚める部屋がある。その中は丸太木（写真3）で仕切られている。兵房と牢房は、とくに土民たちに土司の権威を誇示するための建物といえよう。

このような兵房と牢房を過ぎて中へ進んでいくと一堂（⑥、写真6）およびその左右に東西花庁（⑦⑧）が並び、土官が日常の業務を執務するところである。次いで二堂（⑩）・三堂（⑪）といった、土官の寝所や家族の居所などの建物が続く。

衙門の左側に土司祠堂（⑬⑭⑮⑯）が配され、正殿（⑰）には、忻城県土官莫氏の累世の神位が収められている。

現在の土司衙門と土司祠堂は、開放後の一九六三年に広西壮族自治区の重点文物保護単位（重要文化財の意）に指定され、その折に自治区の予算が計上されて修復をほどこした。しかし、一九六〇年代半ばから約一〇年間続いた文化大革命のとき、建物は破壊されたが、一九八〇年代後半に自治区の援助によって修復工事がおこなわれ、その竣工を祝って一九九一年三月には忻城県土司衙門開館記念祝賀会が盛大に催された。

この間、忻城県土司衙門の建物は、一九六三年に忻城県文物管理所となり、その後、一九八七年には忻城県土司博物館として利用され、今日に至っている。

このような忻城県土司衙門の敷地と建物の規模の壮大さは、山間の一小県としての忻城に君臨した土官の権威を象徴するものであるとともに、まさにこのような土官が「土皇帝」と呼ばれる所以である。今日なおこのような史蹟が広西の一隅に残存していることは、誠に感慨深いことであるといえよう。

四、忻城土官莫氏

(イ) 莫氏の始遷祖

忻城県土官莫氏に関する族譜としては、乾隆九年編纂の石印本『忻城莫族総譜』と、民国二三年に莫宣巖編『重新統修莫氏族譜』の二種が伝わっているという。¹⁶⁾ これらの族譜は、いずれも忻城県土司博物館が所蔵しているとのことであった。しかし、誠に残念ながら今回この二種の族譜を閲覧することができなかった。

そこで、藍承恩氏および覃桂清氏の著作を参考として、莫氏の祖につい

て言及してみたい。

族譜によれば、莫氏の始遷祖は、江蘇省太倉州出身の漢族であるという。ところが、藍承恩氏は、(1)唐代の広西においてすでに莫氏が大きな勢力を有していたことが文献にみえること、(2)宋代の忻城周辺においても莫氏が多く居住していたことを示す摩崖碑（後掲の参考資料二a）が近くで発見されていることから、忻城土官莫氏が徙遷の漢人ではなく、広西土着の壮族であり、忻城土官莫氏と南丹土官莫氏とが密接な関係にあることなどを指摘している。⁽¹⁸⁾

我が国においても戦前に河原正博氏は、広西蛮酋の始遷祖をとりあげて検討し、左江・右江流域における蛮酋の始遷祖の多くが、宋代の仁宗皇祐年間に発生した儂智高の反乱を平定するために派遣された將軍狄青の部下として活躍した漢人であり、その討伐の功によって当地の知州・知県となった人々であると彼らの族譜などに記されているが、彼らの多くが明初に実在した人々であることなどから、こうした始遷祖の伝聞が作為で信憑性のないものであると論じられた。⁽¹⁹⁾

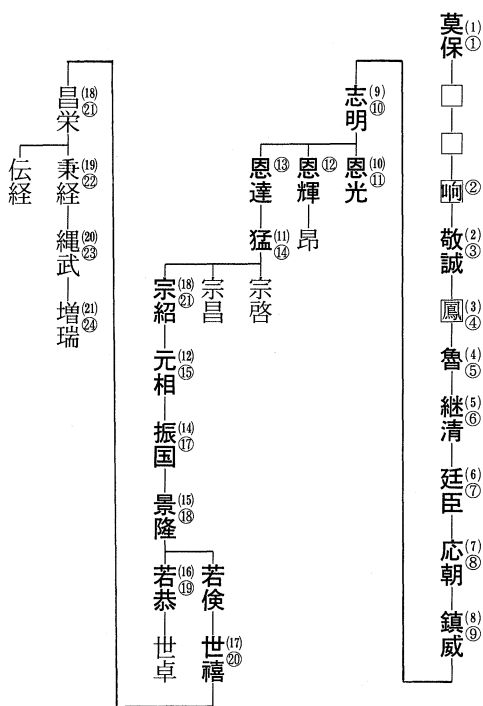
一方、中国においても粟冠昌氏らによって、この問題が検討されており、忻城県土官莫氏の始遷祖に関する族譜の記述は、藍承恩氏が指摘するように誤りとするのが妥当と思われる。

次に忻城県土官莫氏の祖についてみると、『明史』卷三二七・広西土司伝などには、莫保からとしている。それによれば、莫保は元の至元年間（一三三五～一三四〇年）に、宜山八千屯千戸所の土官千戸であったが、明の洪武初め、八千屯千戸所が廢されて彼の率いる屯兵も民となり、初めて忻城県に徙り住むようになったのである。

広西における土司制度の一鱗

やがて宣徳年間に莫保の玄孫莫敬誠が土官知県となり、以後莫氏が土官を世襲するようになった。莫氏の世系について、『土官底簿』および嘉靖版・万曆版・嘉慶版『広西通志』の忻城土司の条によって整理し、藍承恩・桂清氏の論著により、これを補ってみよう。⁽²²⁾

莫氏世系



人名のゴチック文字は『広西通志』により、並文字は藍・覃両氏によって補う。数字の()は藍承恩氏、○は覃桂清氏による世代数を示す。

(ハ) 莫氏の直系

忻城土県は、光緒三年に莫繩武が革裁の後、莫増瑞が代理土官を務めたのである。⁽²³⁾ところが、忻城土県は民国一七（一九二八）年に改土帰流となり、その時点での代理土官を誰が掌っていたか不明である。恐らく莫増瑞氏の子ではなかったかと思われる。なぜならば、今日忻城莫氏の直系が、土司衙門から徒歩五分ほどのところに在住されており、その人が第二三代目とのことである。

忻城莫氏第三代目の莫祖庚氏（写真⑧）は、いま五〇歳であり、夫人と子供三人の五人家族で、建築業に従事して生計を営んでおられる。（住所・忻城県芝州一路〇六五号）

おわりに

広西壮族自治区の中央部に位置する忻城県は、山間の一小県である。この僻遠の地を土官莫氏が、五〇〇年間もの長きにわたって統治してきたのであり、その象徴としての忻城県土司衙門が、区の重要文化財の一つとして、今日なお大切に保存されているのである。壮大な規模をもつ忻城県土司衙門は、往時の強大な土司権力を彷彿させる。ところで、忻城莫氏は、いかなる背景のもとに強大な権力をもつに至ったのであろうか。とりわけ山間のチュアン族の農村地域において、どのような経済的基盤のもとに強大な土司権力を形成したのであろうか。これらはいずれも今後に残された検討すべき重要な課題である。

注

- (1) 広西通志館編『広西手冊』（広西人民出版社、一九八八年一月）、広西壮族自治区地名委員会・広西壮族自治区民政庁編『広西壮族自治区城鎮鄉村名字冊』（広西科学技術出版社、一九九〇年一月）。
- (2) 前掲『広西手冊』一五六頁。
- (3) 黄賢林・莫大同主編『中国人口・広西分冊』（中国財政経済出版社、一九八八年九月）三〇八頁の表12-1「広西三次人口普查各民族的数量及比重变化」による。
- (4) 前掲『中国人口・広西分冊』三四頁の表12-2「一九八二年広西各民族人口的地區分布」による。
- (5) 前掲『中国人口・広西分冊』三一―三二頁。
- (6) 俚人については、羅香林氏「狼兵狼田考」（『広州学報』第一卷第二期、一九三七年四月、同著『百越源流与文化』所収、国立編訳館中華叢書編審委員会、一九七八年二月）、白耀天氏「狼考」（『広西民族研究』一九八八年第四期）参照。
- (7) 岡野昌子氏「明代土司制度考」（『待兼山論叢』創刊号、一九六七年二月）。
- (8) 表中の省廃・改流年は、明清時代のものに限定した。広西土司の多くは、民国に入って改土帰流が行われた。ここにとりあげる忻城県土司も後述する如く、民国一七（一九二八）年に改土帰流が行われたのである。
- (9) 表Ⅲに列挙されていないが、慶遠南丹安撫司は、洪武二年に設置し翌年に廃されている。これは広西に武職系の安撫司が設置された唯一の事例であり、明初の混乱期におけるきわめて特殊な事例といえよう。またこの表の中には、土巡検司として思恩府の九土巡検司（No.9-17）と上映峒・湖潤寨・遷隆洞の三土巡検司（No.31-33）および清代の上龍土巡検司（No.63）が含まれている。これらは『明史』・『清史稿』の広西土司伝にかかげられているものである。明清時代の広西には、多くの土巡検司（正土巡検あるいは副土巡検が任命された巡検司のこと）が設置されており、明代のみをとりあげてみてもその数は膨大であり、なに故にこの一三の土巡検司のみが列挙されたのであろうか、その理由を明らかにしない。ただ注目されるのは、これらの一三の土巡検司がいずれも広西西部に設置されているものであるということである。いいかえれば、広西東部に設置された多くの土巡検司は、土司伝に全く列挙されていないのである。なお明代広西における土巡検司については、拙稿「明代広西の土巡検司について」（『中国大陸古文化研究』第九・一〇合

併号、一九八〇年三月）参照。

(10) 『明夷録』宣宗宣德三年閏四月辛卯の条に、

広西総兵官都督僉事山雲奏、忻城巢蛮寇譚团等一千余人出規、臣親督軍追至橫州永淳泉、斬賊首二百九十余級、収回被掠人口、とあり、また同書宣德三年二月庚子の条に、

広西総兵官都督僉事山雲奏、率兵於慶遠府忻城等巢山峒擒獲賊首譚团等斬首一千五百余級、婦所掠軍民男婦三百八十五人、馬一十七匹、とある。なお『明史』卷九・宣宗紀・宣德三年二月庚子の条、同書卷一六六・山雲伝参照。

(11) 『明夷録』孝宗弘治九年八月壬寅の条に鄧廷瓚の上奏がみえる。

(12) 『明夷録』孝宗弘治九年一〇月丁亥の条に、

裁革広西慶遠府忻城巢流官知巢一員、止留土官知巢、掌印管事、從總督都御史等官奏也、とある。

(13) 『清夷録』德宗光緒三二年夏四月丙寅の条に、

以縱匪殃民、世濟其惡、革広西忻城巢土知巢莫繩武職、追取原領紙号繳銷とある。なお藍承恩氏(A)「忻城莫氏土司五百年」(『中央民族学院学报』一九九〇年第五期)参照。

(14) 黄開華氏「明代土司制度設施与西南開発」(『新亞学报』第六卷第一・二期『明代土司制度』所収、学生書局、一九六八年二月)、覃桂清氏「広西忻城土司史話」(広西民族出版社、一九九〇年五月)。

(15) 藍承恩氏(B)「忻城土司祭祀考略」(『広西民族研究』一九九〇年第一期)。

(16) 前掲藍承恩氏(A)論文・覃桂清氏の著書。

(17) 注(16)。

(18) 前掲藍承恩氏(A)論文。

(19) 河原正博氏「広西蛮酋の始遷祖に就いて——左・右江流域を中心として——」(『南亞細亚学报』第二号、一九四三年二月、同著『漢民族華南発展史研究』所収、吉川弘文館、一九八四年七月)。

(20) 粟冠昌氏「広西土官民族成分初探」(『民族團結』一九六三年第二・三期)、同氏「広西土官民族成分再探」(『學術論壇』一九八一年第一期)。

(21) 謝啓昆修、胡虔纂、嘉慶五年刊本『広西通志』卷五九・職官表、土司・忻城巢莫氏の条。

(22) 注(16)。

広西における土司制度の一斷

(23) 前掲覃桂清氏著書。

〈参考資料〉

一、忻城巢土司衙門・祠堂古蹟簡介

この古蹟案内のプレートは、忻城巢土司衙門の正門を入れて、衙門大門の壁に填込まれているものである。

忻城巢土司衙門・祠堂古蹟簡介

「忻城巢土司衙門・土司祠堂」、位於巢城「翠屏山」北麓。現有面積九四九八平方米、拋慶遠府誌記載、衙署旧在拉巢、明万曆十年（一五八三年）始遷現址拓建。

衙門原建築規模宏大、布局嚴整、其主体建築由大門・頭堂（又名暖閣）・

長廊・二堂・三堂等部分組成。此外尚有東西花厅・兵舍・監獄・厢房分布左右、大門正面為照壁、兩側矗立八字跨街牌坊、曰「東西轅門」。三堂後面為後苑、周圍遍栽花木、花木叢中立一「伴雲亭」、亭後壁下有洞若室、曰「隱仙巖」亦称「竜隱別墅」、為歷代致仕土司隱居養性之処。

除兵舍・監獄外、主建築全部磚木結構、硬山翹背、穿斗式構架、構件均系珍材製作、鏤空花窓、工藝精巧、頗具壯家風格、屋背兩側浮雕象徴福・祿・寿凶案、古色古香、氣勢軒昂豪華。

大門・頭堂・長廊均設朱漆活動屏風。平時由左右便門出入、第一道曰「儀門」、其他曰「便門」、如逢喜慶節日、或迎接達官顯貴、則大開中門（屏風）、直通二堂、神秘幽深、氣勢十分森嚴肅穆。

大門臨街、西側懸挂陰刻楹聯一副曰、「守斯土、蒞斯民、十六堡群黎誰非赤子。闢其疆、利其賦、三百里區域盡隸土封」。東西「轅門」橫額浮堆「慶南要地」、「粵西辺隅」八個大字。

照壁後面為一広場、場北有方円数畝池沼、俗称官塘、塘中砌石圈井、修亭榭、專供官族生活用水以及垂釣遊樂之用。數百年來、幾經變故、「三堂」・「後苑」・「東花厅」・「轅門」已早年被毀、僥幸大部分主建築還能保存下來、而且「頭堂」・「二堂」構架至今仍保留明代建築風格。

衙門右側為世襲土司莫氏祠堂、系清代乾隆年間興建、分前・中・後三進、前面亦立照壁、照壁左右為門坊、門楣浮堆「本支百世」、「列国一同」八個大字。進入門坊即大院、第一進為正門、第二進為正厅、兩側設客房、第三進為安放莫氏歷代宗親牌位處。「祠堂」整體造型布局与「衙門」協調相称。「土司衙門与土司祠堂」是我区保留得較完整的土司建築。一九六三年一并定為区重点文物保护单位、同時撥款維修、忻城县僅存的兩座古建築、主体基本上恢復了原貌。不幸「文革」期間再遭破壞。体现古建筑特点的翹背、浮雕全部被毀、花窓部分砸爛。為了早日恢復古蹟原貌、近年区文化厅又陸續撥款維修、并重建了「東花厅」、「三堂」及「後苑」。看来「忻城土司衙門和祠堂」一年內可望修復、不久、這一凝聚壯族勞動人民智慧的古建築、在風景秀麗的「翠屏山」下将会光華重視。

二、忻城县西山隱巖摩崖碑

西山は、忻城县の県庁から車でおよそ二〇分ほどのところにある小高い石灰岩の山である。(写真9) この山の高さは、三〇メートル位であらうか。その山を一〇メートルほど登ると竜隱巖があり、その中はタタミで一

五疊位の広さほどもあろうか、高さは最も高いところで七、八メートル位である。その壁面に三つの碑が(写真10)刻まれており、いずれも宋代のものである。ここに掲載する三つの碑文は、藍承恩氏のご好意によるものである。

a、西山寺常住碑

(たて六〇センチ、よこ五〇センチ、
標題文字六センチ、正文文字二・五センチ)

西山寺常住碑

西山之寺乃忻邑之勝境峰巒映帶蔚然可觀巖岫峻□□□□悅崖碑煙淡石佛鳳坐達宦高人多歷於此自天聖開山□□□□二百餘年前後任持亦不知幾人矣其間累經變故寺舍亦□□荒涼歲在甲子僧法琳來請欲歸西山任持亦是美意□今以準使職奉郡命攝此邑越三年餘政通人和邊方無事幸觀盛美誠動於中謾抽供給之錢壹拾柒貫伍佰市買到永康里楊伯光戶下土名香菜坡田參坵塘田柒坵早禾田柒坵共稅錢肆拾伍文入西山寺□□常住闡端崇善聊爲補之□□咸淳元年乙丑歲孟夏吉日□□勇副尉特奉宜州準使權忻城縣事宜山梁富字必餘書

同眷孺人楊氏二娘
勸緣秀士葛珍□撰
本山住持僧法琳勒石

b、西山功德記

(たて五五センチ、よこ四四センチ、
額篆書六センチ、正文文字三センチ)

西山功德記

時紹聖丙子歲募誘衆緣各施資一緡省命工匠於此巖鑿石佛像像一尊裝彩完就勝利殊緣上願當今聖壽國泰年豐中願郡幸遷榮法輪常轉下願存亡獲利蠱識合

靈皆歸佛道已當年間孟秋月慶讚列其施財名者於石庶廣標題以傳不朽

信善弟子徐多歐陽留廖誠吳天錫韋峭莫全整莫林徐晟蒙想蒙靖吳黃莫佛

丑葛語莫幻韋氏二娘城西何氏五娘臨泉寺比丘道違雲歸惠珍惠晟道盈道雪化

首僧惠罕同開山勸緣僧守壽惠寶

桂州西門匠人區煒鑄杞邑鄒時書

c、遊西山詩

(篆書・正文とも九センチ)

遊西山詩

遊西山詩並序知宜州忻城縣事臨賀林毅

余嘗病世人隱逸之肆而仕宦之拘欲雨容其適使居山不肆處官不拘而不爲偏蔽
一曲之士豈不難矣哉蓋嘗求其人而未得於是私竊慕焉故自少時宅深山俱木石
未嘗不得以文而約以禮一旦芝泥檢至則必挾策崛起者非急進也蓋惡乎肆耳洎
驅勉從仕靡敢告夢唯因公暇則必求山水佳趣以自娛適者非緩公也蓋惡其拘耳
自余治來賓嘗得四巖曰龍洞曰白雲曰林公曰古典者皆相望於數十里之間每一
務隙卽命僚携秀調秀民也相與遊焉不之此則之彼蓋亦得乎處官不拘之粗也既至茲
邑問民之餘及諸佳勝皆曰西巖南巖東巖嶺山是也俱可遊焉屬到官之初未遑遍賞一
日偶暇獨步西巖始踐僧舍既愛其清麗餘登層閣復嘉其高明細而視之石室有龍
露背如在環而求之千狀萬彙不可名者况距邑數里足以頻造然則處官而不拘今
復堪其志矣顧雖辟左復矣憾焉因成小詩及書其序以冠于篇首云 詩

到官公暇羅佳境 首得西巖數里餘

乍踐僧居神慮爽 旋登層閣俗塵祛

龍藏石室誰能測 客遠山門鎮自虛

広西における土司制度の一齣

咫尺儼乘民來隱 亂峰清處足頻如

題迎暉閣

西巖高閣勢昂昂 下瞰群山景倍光

爲背夕陽歸昧谷 故逢曉日出扶桑

憑欄似蓋影來照 縱目非庭燎未央

不待擧頭茲直見 長安空恨隔雲鄉

題龍隱洞

蟠龍頭角隱何年 空把靈樨露此間

天下蒼生方渴望 好興爲雨澤塵寰

贈壽寶二師山居

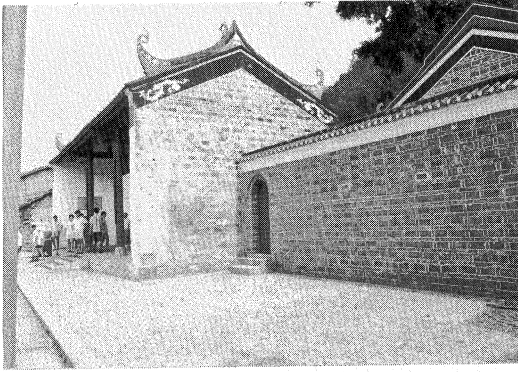
臨泉郭寺雖華麗 爭奈簷楹枕俗居

珍重二師能脫俗 卜隣巖下有清餘

紹聖戊寅年春旦日居山僧守壽惠寶摩崖鏤記

門生西巖章燾書 門生賓陽韋汝明篆

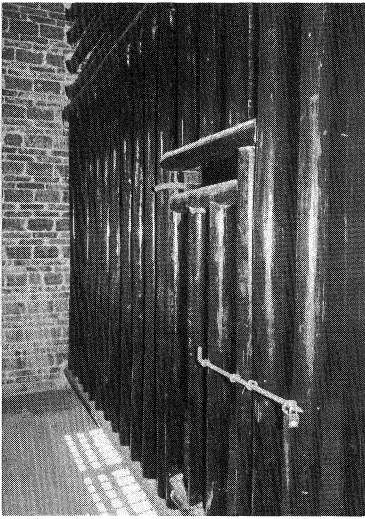
桂林區炳刊



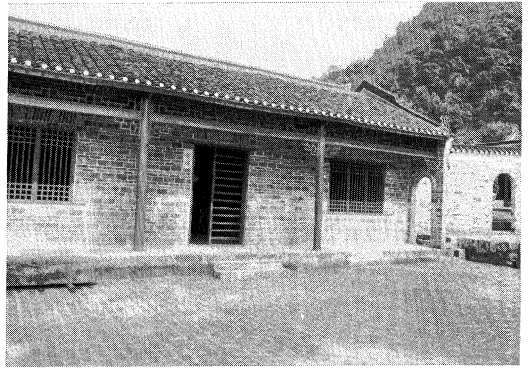
1 衛門照壁



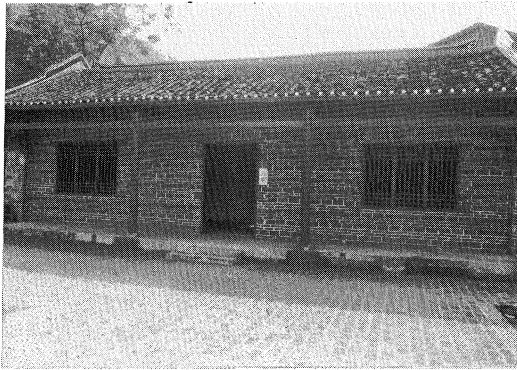
2 衛門大門



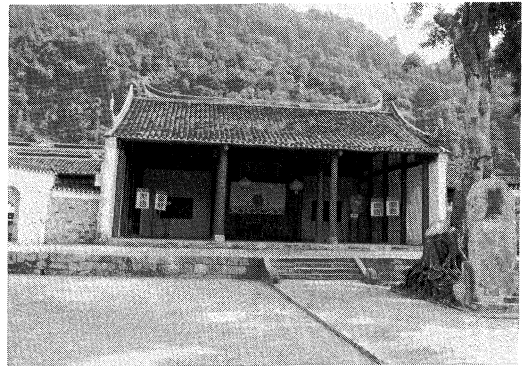
3 牢房の内部



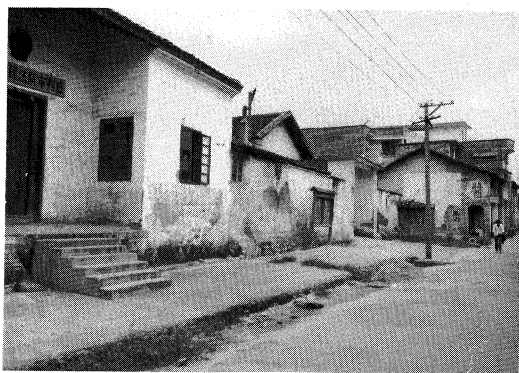
4 牢房の外画



5 兵房の外画



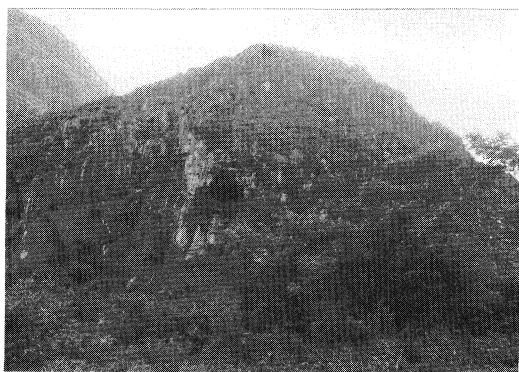
6 一堂(暖閣)



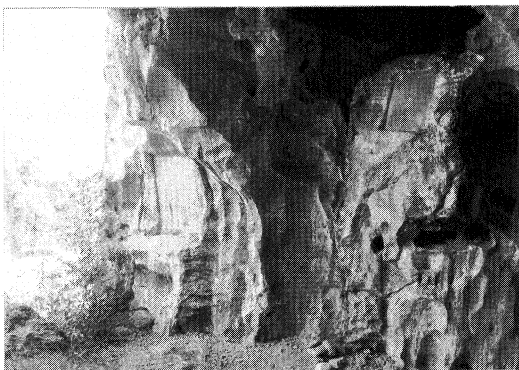
7 忻城県人民法院



8 莫祖庚氏ご夫妻



9 西山と竜隠巖



10 竜隠巖の摩崖碑